

アクサ世界株式ファンド

追加型投信・内外・株式

※課税上は株式投資信託として取り扱われます。

投資信託説明書（請求目論見書）

2024 年 10 月 9 日

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社

アクサ世界株式ファンドの募集については、発行者であるアクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を 2024 年 1 月 15 日に関東財務局長に提出しており、2024 年 1 月 16 日にその届出の効力が生じております。

本書は金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。

発行者名 : アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社
代表者の役職・氏名 : 代表取締役社長 ローラン・ジャックマン
本店の所在の場所 : 東京都港区白金一丁目 17 番 3 号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 : 該当事項はありません。

- 投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託の運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

目 次

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	25
第3【ファンドの経理状況】	31
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	52
第三部【委託会社等の情報】	53
第1【委託会社等の概況】	53
約款	73

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

アクサ世界株式ファンド(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権(以下「受益権」といいます。)です。

なお、当初元本は1口当たり1円です。

① 契約型の追加型証券投資信託振替受益権です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます)。委託会社(アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

② 委託会社の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

・発行価額の総額とは、受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た額の累計額をいいます。

(4) 【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

収益分配金の再投資を行う場合は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。

なお、委託会社へは後記「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

(5) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

・販売会社につきましては、後記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

・販売会社における申込手数料率は3.3%(税抜3.00%)が上限となっております。

(6) 【申込単位】

申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

・販売会社につきましては、後記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2024年1月16日から2025年1月15日まで

*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

※「(12) その他 ⑤」に記載の手続きを経て信託終了(繰上償還)を行うこととなった場合、申込期間は2024年12月3日までとします。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社

電話番号 03-5447-3160(営業日9:00~17:00)

ホームページ <https://www.axa-im.co.jp/>

(9) 【払込期日】

取得申込者は、取得申込代金を販売会社の指定する期日までに、指定の方法で申込みの販売会社にお支払いください。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

- ・各取得申込受付日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定ファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払い込まれます。
- ・取得申込代金とは、申込金額（発行価格×取得申込口数）に、申込手数料（税込）を加算した金額です。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

- ①申込証拠金はありません。
- ②日本以外の地域における発行は行いません。
- ③当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。
- ④当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。
- ⑤信託終了（繰上償還）に関する書面決議について
当ファンドにつきまして、繰上償還の実施を予定しております。

当ファンドは2021年10月29日の設定来、ルクセンブルク籍円建外国投資証券「アクサ・ワールド・ファンド・エヴォルヴィング・トレンド（Mシェアクラス）」および国内籍投資信託「アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド<適格機関投資家私募>」への投資を通じて、世界の上場株式にアクティブに投資することで、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行ってまいりました。

しかしながら、2024年8月末時点において当ファンドの純資産総額は信託約款に定める繰上償還の基準となる30億円を大きく下回る状態が続いており、また当ファンドにおける純資産総額の大幅な増加は見込み難いため、信託約款の定めに従い、信託終了日を繰り上げ、信託を終了（繰上償還）させる手続きを開始させていただきます。

繰上償還に関するスケジュール

書面決議の対象受益者の確定日	: 2024年10月10日（木）
書面による議決権行使期限	: 2024年11月26日（火）まで
書面決議の日（繰上償還可否決定日）	: 2024年11月28日（木）
繰上償還（信託終了）日（予定）	: 2024年12月19日（木）

書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。

本議案が可決された場合は、2024年12月19日をもって信託終了（繰上償還）します。

本議案が否決された場合は、信託終了（繰上償還）は行いません。

書面決議の結果は、2024年11月28日以降、弊社のホームページでご確認いただけます。

ホームページアドレス <https://www.axa-im.co.jp/>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

信託財産の成長を目指して運用を行います。

②信託金限度額

信託金の限度額は、信託約款の規定により1兆円となっております。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③ファンドの特色

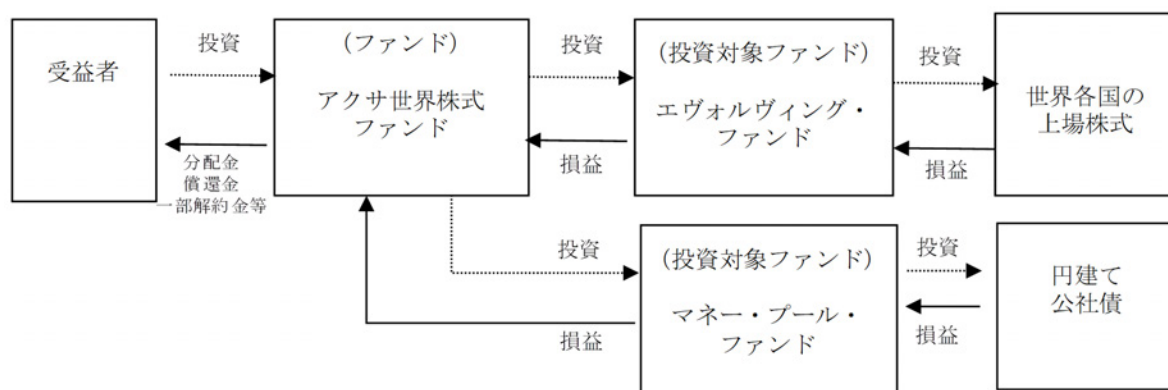
● 主として国内外の投資信託証券（以下「投資対象ファンド」または「組入投資信託証券」ということがあります。）への投資を通じて、世界の上場株式にアクティブに投資することで、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

● 投資対象ファンド

1. ルクセンブルク籍円建外国投資信託証券「アクサ・ワールド・ファンド・エヴォルヴィング・トレンドズ（Mシェアクラス）」（以下「エヴォルヴィング・ファンド」ということがあります。）
2. 国内籍投資信託 アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド<適格機関投資家私募>（以下「マネー・プール・ファンド」ということがあります）

※投資割合は「アクサ・ワールド・ファンド・エヴォルヴィング・トレンドズ（Mシェアクラス）」を高位に維持することを基本とします。

● 投資形態 ファンド・オブ・ファンズ



<エヴォルヴィング・ファンドの運用の主な特色は以下のとおりです。>

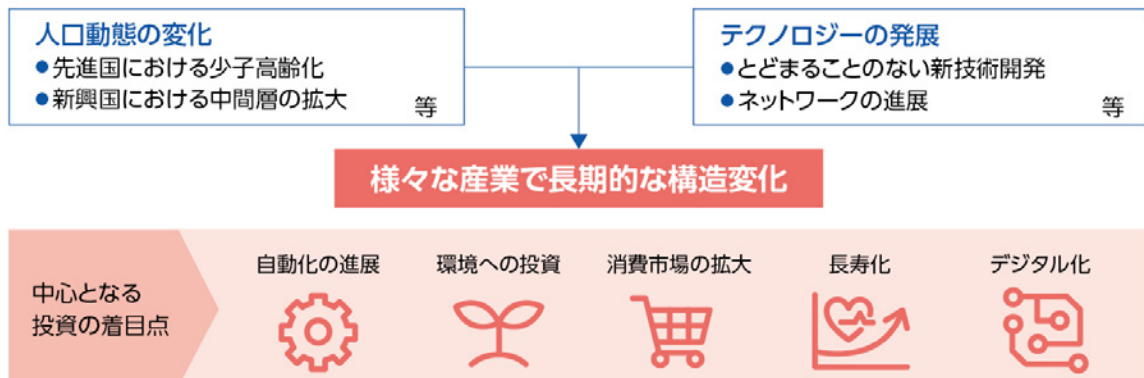
- 世界各国の株式を主要投資対象とします。
- 世界の上場株式にアクティブに投資することにより、投資資産を長期的に増加させることを目指します。
- 投資顧問会社は、投資ポートフォリオの構成について幅広く決定する権限があります。
- 主としてあらゆる時価総額規模の企業やあらゆるセクターの世界の株式や株式関連証券に投資します。
- また、マネーマーケット商品やUCITS、預金に投資することがあります。

- UCITSその他のファンドは純資産の10%まで組み入れることがあります。
- アクサ・インベストメント・マネージャーズのESG（環境、社会、ガバナンス）基準に準じます。運用担当者は、投資プロセスにESG基準を統合することに努め、たばこや大量破壊兵器などの特定セクターを排除し、また、国連グローバル・コンパクト原則に厳しく抵触する企業やESGスコアが低位である企業の株式への投資を行いません。運用担当者は、原則として、銘柄選択プロセスに常にESG基準を取り入れます。

● 運用体制（運用プロセスの概念図）

1. 長期的視点で成長が期待される企業の株式に投資するための、長期的投資の着目点

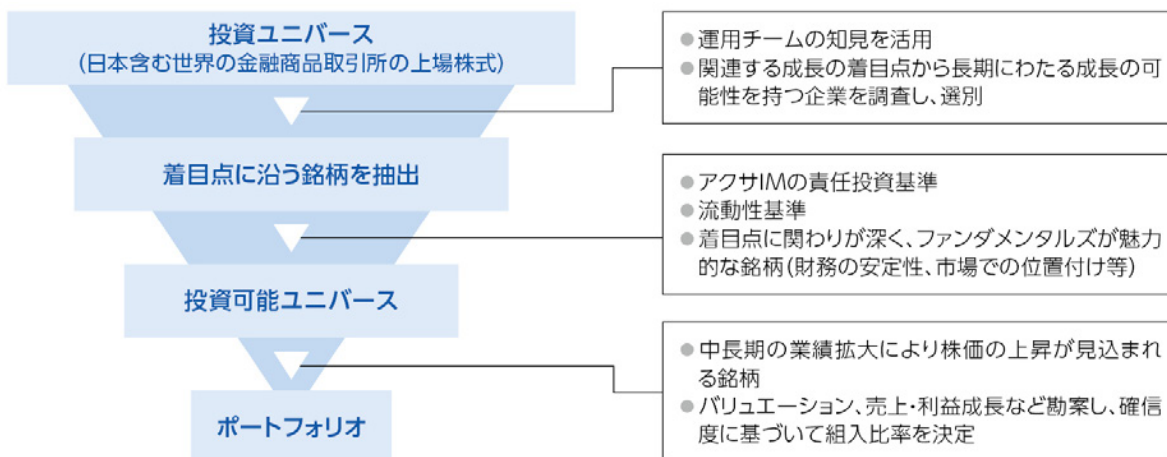
- 人口動態の変化やテクノロジーの発展等が引き起こす世界的な長期的構造変化に着目します。
- この構造変化から将来の経済の中心となる長期的な投資の着目点を発掘します。



* 上記は本書作成日現在の投資テーマであり、将来変更となる場合があります。

2. 長期的投資の着目点に沿った成長性の高い企業を厳選して投資

- 長期的投資の着目点に沿った成長性の高い企業を見出します。
- この成長性の高い企業のうち、更に、中長期での成長力、市場での競争優位性などを勘案して、確信度に基づいて銘柄を選択します。



* 上記は本書作成日現在の運用プロセスであり、将来変更となる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

<商品分類>

追加型投信／内外／株式型に属します。

○ 課税上は株式投資信託として取り扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下のとおりです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型		不動産投信
		その他資産
	内外	資産複合

※一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

- ・追加型投信とは「一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド」をいいます。
- ・内外とは「目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。
- ・株式とは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ		
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファン ド	あり		
債券 一般 公債 社債 その他債券	年2回	日本 北米				
クレジット属性	年4回	欧州 アジア				
不動産投信	年6回 (隔月)	オセアニア 中南米				
その他資産 (投資信託証券(株式))	年12回 (毎月)	アフリカ				
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	日々	中近東(中東) エマージング			ファンド・オブ ファンズ	なし
	その他					

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

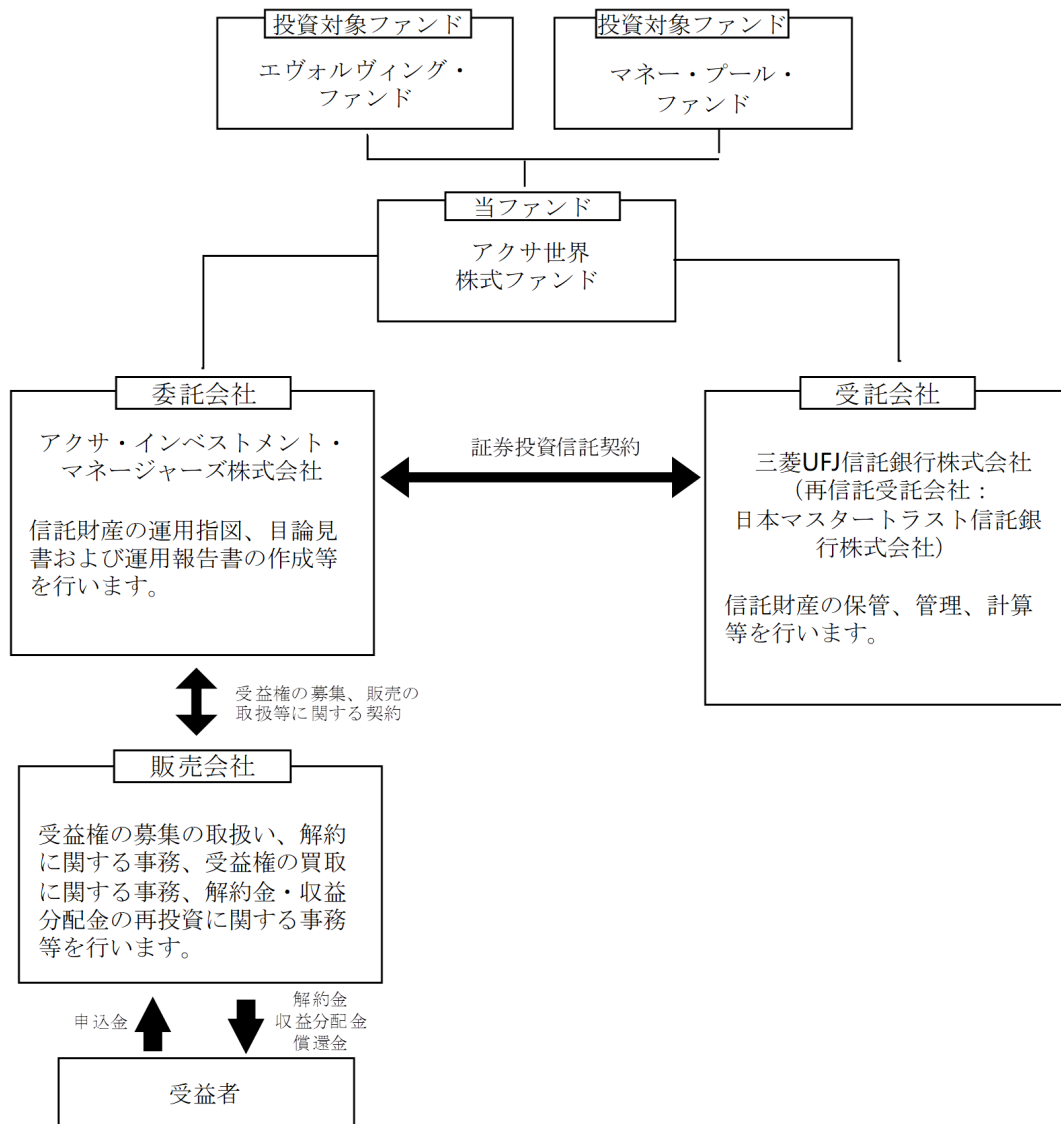
※一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

- ・その他資産とは、「組み入れている資産」そのものをいいます。
- ・収益の源泉となる資産と組み入れている資産とが異なる理由は、投資信託証券へ投資することにより、内外の株式を実質主要投資対象とするためです。
- ・年2回とは「目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるもの」をいいます。
- ・グローバルとは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。当ファンドにおいては、当該世界資産の中に日本を含みます。
- ・ファンド・オブ・ファンズとは一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- ・為替ヘッジなしとは「目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの」をいいます。

(2) 【ファンドの沿革】

2021年10月29日 信託契約締結、当ファンドの設定および運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



●ファンドに関する契約の概要

a. 証券投資信託契約

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」ということがあります。）の規定に基づいて作成され、予め監督官庁に届け出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容は、ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、信託の元本および収益の管理ならびに運用指図に関する事項等です。

b. 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等）等について規定しています。

■委託会社の概況(2024年4月末現在)■

1. 委託会社の名称 : アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社
2. 資本金の額 : 4億5千万円
3. 沿革
 - 昭和62年（1987年） ローゼンバーグ・アセット・マネジメント株式会社として日本において業務開始。
 - 昭和63年（1988年） 投資顧問業登録、及び、投資一任業認可取得。
 - 平成8年（1996年） 「ローゼンバーグ・ノムラ・アセット・マネジメント株式会社」に商号を変更。
 - 平成11年（1999年） アクサ・グループとの資本・業務提携に伴い、「アクサ・ローゼンバーグ・インベストメント・マネジメント株式会社」に商号を変更。

- 平成14年（2002年） アクサ・グループ内の「アクサ・インベストメント・マネージャーズ東京リミテッド」より、当該会社の投資顧問業務を事業譲受け。
- 平成15年（2003年） 投資信託委託業認可取得。「アクサ・インベストメント・マネージャーズ東京リミテッド」の投資信託委託業務を事業譲受け、同会社の日本における業務を統合。
- 平成18年（2006年） 証券業登録、商号を「アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社」に変更。投資顧問業務、投資信託委託業務、及び証券業務を併営。
- 平成19年（2007年） 第1種、第2種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業の登録。
- 平成23年（2011年） 「アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社」に商号を変更。

4. 大株主の状況

株主名：アクサ・インベストメント・マネージャーズ エス エー
 住所：Tour Majunga La Défense 9 - 6 Place de la Pyramide 92800 Puteaux France
 所有株式数：114,615 株
 所有比率：100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

a) 投資対象

投資対象ファンドを主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

b) 投資態度

主として、投資対象ファンドへの投資を通じて、世界の上場株式にアクティブに投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。

なお、外国投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※投資対象ファンドの投資方針は、(2) 投資対象「<参考情報>投資対象ファンドの概要等」をご参照ください。

(2) 【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、投資対象ファンドのほか、次に掲げるものとします。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

2. コマーシャル・ペーパー

3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、2. の証券の性質を有するもの

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、1. の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

<参考情報>投資対象ファンドの概要等

ファンド名称	アクサ・ワールド・ファンド・エヴォルヴィング・トレンドズ（Mシェアクラス）
形態	ルクセンブルク籍／円建／外国投資信託証券／会社型
信託期間	無期限（2010年7月1日設定）
投資対象	世界各国の株式を主要投資対象とします。
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> ● 主として、世界の上場株式に投資することで、信託財産の成長を目指して運用を行います。 ● 市場動向によっては、非上場株式および債券等に投資を行う場合があります。
分配方針	分配を行いません。
決算日	毎年12月31日
投資顧問会社	アクサ・インベストメント・マネージャーズUKリミテッド

ファンド名称	アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド<適格機関投資家私募>
形態	国内籍／円建／投資信託証券／契約型
信託期間	無期限（2000年12月21日設定）
投資対象	円建ての公社債を主要投資対象とします。
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> ● 本邦通貨表示の公社債等に投資を行い、利息等収入の確保を目指して運用を行います。 ● 日本円無担保コールオーバーナイト物レートにより日々運用したときに得られる投資収益を指数化したものをベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
分配方針	分配を行いません。
決算日	毎年3月10日
委託会社	アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社

上記は、本書作成日現在のものであり、今後、投資顧問会社等の判断その他理由により変更される場合があります。

（3）【運用体制】

① 運用体制

運用に係る意思決定については、委託会社の運用部が統括しており、当ファンドへの投資対象ファンドの組入方針および当ファンドの分配方針等を決定する体制としております。

② 内部管理体制

当ファンドの運用方針に即した運用の適正性確保を図るべく、業務部、リスク管理部門（グループ会社への業務委託を含む。以下同様。）およびコンプライアンス部による常時モニタリングを行います。

また、投資対象ファンドを含む当ファンドの運用、パフォーマンス、リスク等については、経営陣、運用部およびリスク管理部門を中心としたパフォーマンス&インベストメント・リスク委員会において、適宜レビューを行うこととしています。

③ 関係法人に対する管理体制

受託会社については業務遂行能力やコスト等を勘案し選定を行うとともに、日々の指図の実行状況や純資産照合、月次の勘定残高照合などを通じて、受託業務の遂行状況の管理およびその適切性の確保を図っています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受領し、レビューを実施します。

（４）【分配方針】

①収益分配方針

毎年4月16日および10月16日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- a. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（繰越欠損補填後、評価損益を含む）等の金額とします。
- b. 分配金額は分配対象額の範囲で、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないこともあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- c. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

②収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- a. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、当該諸経費に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、当該諸経費に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- c. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の交付

a. 一般コース*1

収益分配金は、原則として決算日から起算して7営業日目までにお支払いを開始します。

b. 自動けいぞく投資コース*1

収益分配金は、自動けいぞく投資契約*2（取得申込者と販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従った契約をいいます。以下同じ。）により、決算日の基準価額により自動的に無手数料で再投資されます。なお、販売会社が別に定める契約により、分配金を受益者に支払う場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

*1 販売会社によっては、コースの名称が異なることがあります。

*2 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

※販売会社によっては、コースの取扱いがどちらか一方のみの場合、取得申込後のコース変更ができない場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(5) 【投資制限】

a. 約款に定める主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への直接投資は原則として行いません。
- デリバティブの直接利用は行いません。また、組入投資信託証券においてデリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 信用取引は行いません。
- 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 資金の借入れ
 - ①委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - ③収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

当ファンドは、投資対象ファンドへの投資を通じて、値動きのある有価証券等に投資します。このため、当ファンドの基準価額は、実質的な組入有価証券等の値動き等により変動しますので、当該組入有価証券等の価格の下落、組入有価証券等の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

従って、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

● 価格変動リスク

当ファンドが実質的に投資を行う株式等の価格は、政治・経済・社会情勢、株式等の発行企業の業績や信用度、市場の需給関係等を反映して変動します。当ファンドが実質的に投資している株式等の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

● 為替変動リスク

当ファンドが実質的に投資を行う外貨建資産の円換算価値は、当該資産における価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替相場の変動の影響を受け、損失を被る場合があります。為替相場の変動が円高に推移した場合は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

● 金利変動リスク

当ファンドが実質的に投資を行う株式等の価格は市場金利の変動により変動することがあり、これに伴い基準価額が下落することがあります。

● 信用リスク

株式等の発行体が経営不安、倒産、債務不履行となるおそれがある場合、または実際に債務不履行となった場合等には、当ファンドは実質的に保有する有価証券等の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。

● 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行うことができない場合には、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となり、基準価額の下落要因となることがあります。

● カントリーリスク

投資対象としている国や地域において、政治・経済・社会情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合等には、予想外に基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。特に新興国や地域では、政情に起因する諸問題が有価証券や通貨に及ぼす影響が先進国と比較して大きくなる場合があります。

● 当ファンドの資産規模に係る留意点

資産規模によっては、分散投資が効率的にできない場合、または、受益者の利益が懸念される状況となる場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。換金の申し出により、当ファンドの受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、純資産総額が30億円を下回ることになった場合、または取引市場の混乱等その他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

● 申込み、解約等に関する留意点

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済業務の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みおよび解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受け付けた申込みおよび解約を取り消すことがあります。

● 収益分配金に関する留意点

決算時に諸経費控除後の利子・配当収入および売買益等の中から収益分配を行います。これにより一定水準の収益分配金が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、基準価額水準、市況動向等によっては、分配を行わないことがあります。

投資者の当ファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

● ファンド・オブ・ファンズ方式に関する留意点

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。そのため、投資対象ファンドが有するリスクを間接的に受けることになります。

● 流動性リスクに関する留意点

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

● 金融商品取引法第37条の6の規定に関する留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

● 法令・税制・会計制度等の変更の可能性

法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性があります。

※ 投資リスクは、上記に限定されるものではありません。

<リスク管理体制>

委託会社及びそのグループではリスク管理を重視しており、運用担当部門とは異なる部門（リスク管理部門、コンプライアンス部および業務部）においてシステムを用いてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて規程や手順書等を定めて管理を行っております。

流動性リスク管理に関する規程に基づき、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※ リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

(参考情報)

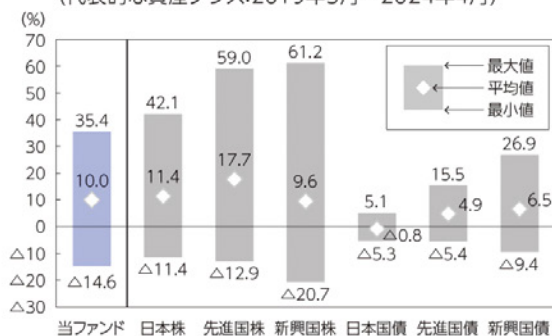
ファンドの年間騰落率および基準価額の推移^(注)
(2019年5月～2024年4月)



(注)「ファンドの年間騰落率」は2022年10月から2024年4月の各月末における1年間の騰落率を示したものです。

(注)「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較^(注)
(代表的な資産クラス:2019年5月～2024年4月)



(注)グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(注)すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

(注)対象期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小をファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドは2022年10月から2024年4月の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

各資産クラスについては以下の指数に基づき計算しております。

<各資産クラスの指数>

日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株	MSCIコクサイ指数(税引後配当込み、円建て)
新興国株	S&P新興国総合指数(税引後配当込み、円換算)
日本国債	ブルームバーグ日本総合指数
先進国債	ブルームバーグ・グローバル国債(日本を除く)トータル・リターン指数(円建て)
新興国債	JPモルガンEMBIグローバル・ディバースィファイド指数(円換算)

(海外の指数は、為替ヘッジをしない投資を想定して、円で表示しています。ドルベースの指数については、委託会社が円換算しております。)

ー上記各指数についてー

■日本株 東証株価指数(TOPIX)(配当込み):東証株価指数(TOPIX)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、同指数に関する知的財産権その他一切の権利は株式会社 J P X 総研又は J P X 総研のグループ会社(以下「J P X」といいます。)が所有しています。J P X は、同指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。J P X は同指数の算出もしくは公表方法の変更、同指数の算出もしくは公表の停止または同指数の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。■先進国株 MSCIコクサイ指数(税引後配当込み):MSCIコクサイ指数は、MSCI Inc.が公表している株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。MSCIの情報はアクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社の内部的な使用のためにのみ使用することができ、いかなる形態においても複製または再配布してはならず、かつ、金融商品、製品またはインデックスのベースもしくは構成部分として使用してはならないものとします。MSCIの情報は、いかなる投資アドバイスまたは投資決定(もしくは投資決定を控えること)の推奨をも意図するものではなく、またそのようなものとして依拠されてはならないものとします。過去の経過的データおよび分析は、将来のパフォーマンス分析、予測または予報を示唆または保証するものと受け取られてはならないものとします。MSCIの情報は現状のままで提供され、ユーザーはこの情報の使用について一切のリスクを自ら引き受けるものとします。MSCI、その関連会社およびMSCIの情報の編集、計算および作成に関与するその他すべての者(以下総称して「MSCI当事者」といいます)は、MSCIの情報について一切の保証(獨創性、正確性、完全性、適時性、非侵害、商品性および特定目的への適合性を含みますが、これらに限定されません)を明示的に排除します。MSCI当事者は、いかなる場合においても、直接損害、間接損害、特別損害、付随的損害、懲罰損害、派生的損害(逸失利益を含みます)およびその他一切の損害について責任を負いません。■新興国株 S&P新興国総合指数(税引後配当込み):S&P新興国総合指数(税引後配当込み)は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが公表している株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に対する著作権およびその他の知的財産権はすべてS&P ダウ・ジョーンズ・インデックスに帰属します。■日本国債 ブルームバーグ日本総合指数は、Bloomberg社が公表している指数で、日本の債券で構成される債券指数です。■先進国債 ブルームバーグ・グローバル国債(日本を除く)トータル・リターン指数は、Bloomberg社が公表している指数で、日本を除く世界主要国の国債で構成される債券指数です。「Bloomberg®」およびブルームバーグ日本総合指数とブルームバーグ・グローバル国債(日本を除く)トータル・リターン指数は、Bloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited(以下「BISL」)をはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーグ」)のサービスマークであり、アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社(以下、当社)による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグは当社とは提携しておらず、また、アクサ世界株式ファンド(以下、当ファンド)を承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、当ファンドに関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。■新興国債 JPモルガンEMBIグローバル・ディバースィファイド指数は、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している指数で、新興国の債券で構成される指数です。同指数の著作権およびその他の知的財産権はすべてはJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が定めた手数料率（3.3%（税抜 3.00%）以内）を乗じて得た額となります。詳細は、販売会社にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明、情報提供等、ならびに購入に関する事務コスト等の対価として、販売会社にお支払いいただく費用です。

・自動けいぞく投資契約（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

・販売会社によっては、申込手数料に減免等の優遇措置を設けている場合があります。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額（消費税等（消費税及び地方消費税をいいます。以下同じ。）相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.847%（税抜0.77%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁され、その支払先への配分等は下記のとおりです。

	委託会社	受託会社	販売会社
役務の内容	委託した資金の運用等の対価として	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価として	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価として
配分（年率／税抜）	0.60%	0.02%	0.15%

(*) 投資対象ファンド「エヴォルヴィング・ファンド」において、別途費用等として純資産総額に対し年率0.17%を乗じて得た額が控除され、実質的な信託報酬は合計で年間1.017%程度（税抜0.94%程度）となります。なお、投資対象ファンドにおいて控除される費用等は、将来変更される可能性があります。

(4) 【その他の手数料等】

①以下に定める諸経費は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 借入金の利息、信託財産に関する租税、受託会社が立て替えた立替金の利息
2. 信託事務の処理に要する諸費用（法律顧問・税務顧問への報酬、監査報酬、法定開示のための法定書類（有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、目論見書および運用報告書その他法令により必要とされる書類）の作成および印刷費用、および公告費用等を含みます。）

②上記①1. に定める費用は、委託会社および受託会社で締結される契約に基づき計上されます。

③委託会社は上記①2. に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、当該支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、当該支払金額について信託財産中から支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託会社は、当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、これらの諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。また、委託会社は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託会社が定めた範囲内で、上記の受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。一定の率を定めた場合、諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上され、一定の金額を定めた場合、諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数に応じて按分して計上されます。かか

る諸費用は、毎計算期末または信託終了時に、当該諸費用に係る消費税等に相当する額とともに信託財産中から支弁します。

当ファンドの申込時、換金時および保有期間中に受益者が直接的または間接的に負担する手数料および費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者が当ファンドを保有する期間等に応じて異なるため、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われ、個人受益者、法人受益者毎に以下の取扱いとなります。以下の取扱内容は、2024年4月30日現在のものであり、今後、税制改正等により変更される場合がありますのでご注意ください。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<個人受益者に対する課税>

課税対象	税率等
収益分配金のうちの普通分配金	<ul style="list-style-type: none"> ・収益分配時に、次の税率による源泉徴収が行われ、原則、申告不要制度が適用されます。 [2037年12月31日まで] 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%） [2038年1月1日から] 20%（所得税15%、地方税5%） ・受益者の選択により、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することができます。
一部解約および償還等による譲渡益	<ul style="list-style-type: none"> ・上場株式等の譲渡益は、次の税率による申告分離課税の対象となります。 [2037年12月31日まで] 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%） [2038年1月1日から] 20%（所得税15%、地方税5%） ・特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。特定口座の詳細は、販売会社にお問い合わせください。

● 繰越控除、損益通算

確定申告による場合…換金および償還等により生じたその年分の譲渡損失額は、確定申告により、その年の申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額と損益通算ができます。また、損益通算後の譲渡損失額は、翌年以降3年間にわたり、確定申告により繰越控除することができます。

確定申告によらない場合…源泉徴収を選択した特定口座において、一定の条件を満たす場合には損益通算が可能となります。この場合の損益通算の対象となるのは所定の特定口座にて受領した配当等となります。なお、特定口座に関する詳細は、販売会社にお問い合わせください。

● 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

● 確定拠出年金制度等

受益者が、確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税、復興特別所得税 および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用に係る税制が適用されます。

● 配当控除制度

当ファンドは、配当控除制度は適用されません。

<法人受益者に対する課税>

課税対象	税率等
収益分配金のうちの普通分配金	<ul style="list-style-type: none"> ・収益分配時に、次の税率で源泉徴収されます。 [2037年12月31日まで] 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%） [2038年1月1日から] 15%（所得税15%）
一部解約金および償還金のうちの個別元本超過額	<ul style="list-style-type: none"> ・一部解約時および償還時に、次の税率で源泉徴収されます。 [2037年12月31日まで] 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%） [2038年1月1日から] 15%（所得税15%）

● 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税の額から控除できる場合があります。

● 益金不算入制度

当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

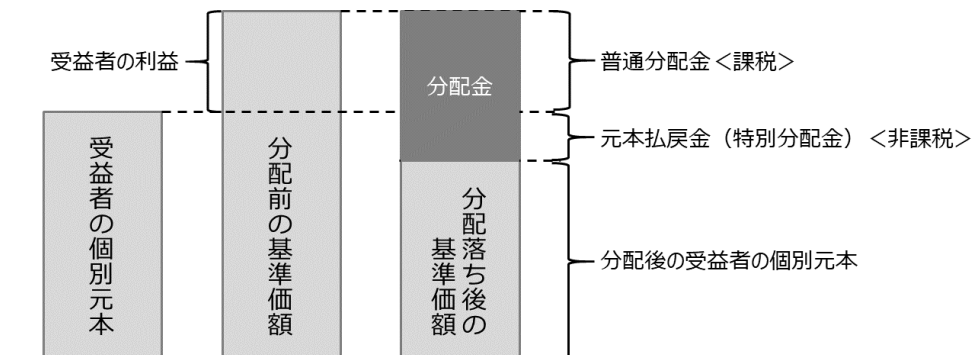
個別元本について

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託のつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても、複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

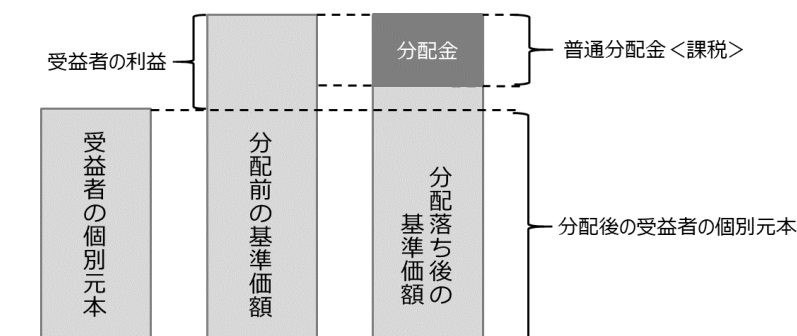
1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が「元本払戻金（特別分配金）」となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が「普通分配金」となります。



※上記は説明を意図したイメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金の各水準を示唆するものではありません。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

（注）税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



※上記は説明を意図したイメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金の各水準を示唆するものではありません。

（注）税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

(参考情報) ファンドの総経費率

	総経費率 (①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
アクサ世界株式ファンド	1.12%	0.85%	0.28%

※対象期間は2023年10月17日～2024年4月16日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。）を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当り）を乗じた数で除した値（年率）です。

※その他費用には、投資対象ファンドにかかる費用が含まれています。

※投資対象ファンドにおいて、上記以外に含まれていない費用は認識しておりません。

※投資対象ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率と異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5 【運用状況】

以下の運用状況は2024年4月30日現在です。

・投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルク	51,292,093	98.30
親投資信託受益証券	日本	10,025	0.02
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	—	877,135	1.68
合計(純資産総額)		52,179,253	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

	銘柄名	通貨地域	種類業種	数量(株)	簿価単価簿価金額(円)	評価単価時価金額(円)	投資比率
1	アクサ・ワールド・ファンド・エヴォルヴィング・トレンドズ(Mシェアクラス)	日本・円	投資証券	4,015.3950	12,308.9000	12,773.8600	98.30%
		ルクセンブルク	—		49,425,095	51,292,093	
2	アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド	日本・円	親投資信託受益証券	9,611	1.0431	1.0431	0.02%
		日本	—		10,025	10,025	

種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	98.30
親投資信託受益証券	0.02
合計(対純資産総額比)	98.32

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2024年4月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (2021年10月29日)	5,490,000	—	1.0000	—
第1計算期間末日 (2022年4月18日)	15,378,885	15,378,885	0.9609	0.9609
第2計算期間末日 (2022年10月17日)	21,272,051	21,272,051	0.9040	0.9040
第3計算期間末日 (2023年4月17日)	29,439,087	29,439,087	0.9439	0.9439
第4計算期間末日 (2023年10月16日)	33,542,446	33,542,446	1.0089	1.0089
第5計算期間末日 (2024年4月16日)	50,637,245	50,637,245	1.2200	1.2200
2023年4月末日	29,659,021	—	0.9455	—
5月末日	31,894,777	—	0.9854	—
6月末日	31,573,658	—	1.0479	—
7月末日	32,507,999	—	1.0457	—
8月末日	33,444,849	—	1.0505	—
9月末日	32,899,715	—	1.0076	—
10月末日	32,463,356	—	0.9697	—
11月末日	35,749,288	—	1.0565	—
12月末日	36,486,558	—	1.0728	—
2024年1月末日	39,332,877	—	1.1505	—
2月末日	41,774,542	—	1.2069	—
3月末日	49,343,216	—	1.2446	—
4月末日	52,179,253	—	1.2645	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	△3.9
第2計算期間	△5.9
第3計算期間	4.4
第4計算期間	6.9
第5計算期間	20.9

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間の設定および解約口数は次のとおりです。

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1計算期間	16,120,234	115,597	16,004,637
第2計算期間	7,980,124	454,170	23,530,591
第3計算期間	8,354,684	697,831	31,187,444
第4計算期間	5,477,405	3,418,996	33,245,853
第5計算期間	10,903,142	2,643,273	41,505,722

(注) 第1計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

運用実績

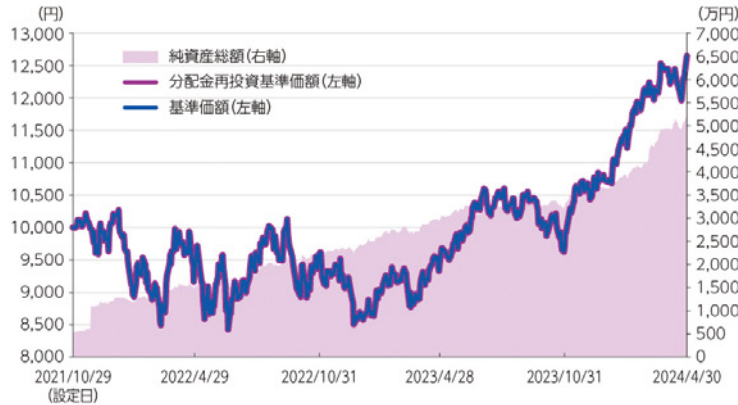
基準日:2024年4月30日

※過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移

■ 設定来の基準価額および純資産総額の推移

(設定日 (2021年10月29日) ~2024年4月30日)



※分配金再投資基準価額は税引き前分配金を再投資した場合の基準価額です。
 ※基準価額は運用管理費用 (信託報酬) 控除後の価格です。
 ※設定日: 2021年10月29日

■ 基準価額・純資産総額

(基準価額は1万口当たり)

基準価額	12,645円
純資産総額	5,218万円

■ 分配の推移

■ 分配金

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金額
2022年4月	0円
2022年10月	0円
2023年4月	0円
2023年10月	0円
2024年4月	0円
設定来累計	0円

主な資産の状況

■ 資産構成比率

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	アクサ・ワールド・ファンド・エヴォルヴィング・トレンズ (Mシェアクラス)	投資証券	98.30
2	アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド	親投資信託 受益証券	0.02

■ 組入上位10銘柄

(組入れ銘柄数: 56)

順位	銘柄	国/地域	業種	投資比率 (%)
1	Alphabet	アメリカ	コミュニケーション・サービス	4.9
2	Microsoft	アメリカ	情報技術	4.5
3	Amazon.com	アメリカ	一般消費財・サービス	3.9
4	Novo Nordisk	デンマーク	ヘルスケア	3.0
5	NVIDIA	アメリカ	情報技術	2.9
6	ServiceNow	アメリカ	情報技術	2.5
7	American Express	アメリカ	金融	2.5
8	Salesforce	アメリカ	情報技術	2.4
9	Taiwan Semiconductor Manufacturing	台湾	情報技術	2.4
10	Siemens	ドイツ	資本財・サービス	2.4

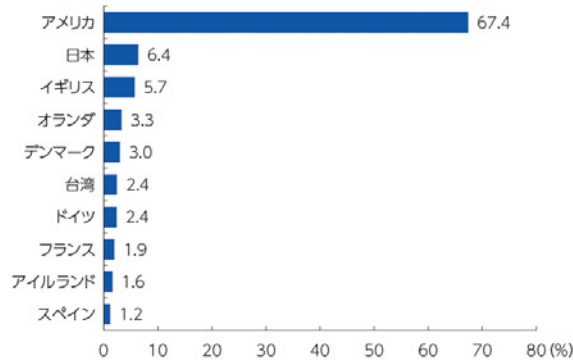
※上記は、主要投資対象ファンドである「アクサ・ワールド・ファンド・エヴォルヴィング・トレンズ」の組み入れ状況です。
 ※業種は、GICS (世界産業分類基準) の分類、国/地域は投資対象ファンドの投資運用会社が作成した分類により作成しています。投資比率は、主要投資対象ファンドにおける純資産比です。

ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

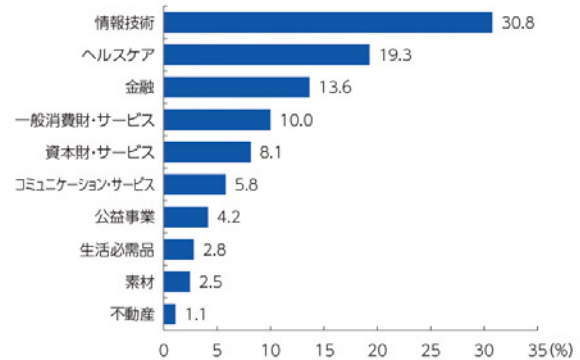
※過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

主な資産の状況

■ 組入上位10カ国／地域

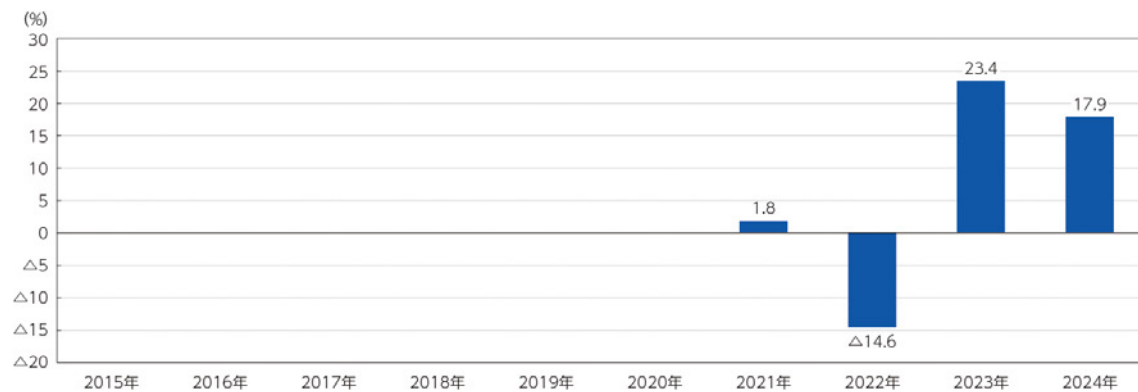


■ 組入上位10業種



※上記は、主要投資対象ファンドである「アクサ・ワールド・ファンド・エヴォルヴィング・トレンド」の組み入れ状況です。
 ※業種は、GICS（世界産業分類基準）の分類、国／地域は投資対象ファンドの投資運用会社が作成した分類により作成しています。投資比率は、主要投資対象ファンドにおける純資産比です。

■ 年間収益率の推移



※ファンドにベンチマークはありません。
 ※2021年10月29日が設定日のため、2020年以前の実績はありません。2021年は10月29日から12月末日までの騰落率です。
 2024年は4月末までの騰落率です。
 ※騰落率はアクサ世界株式ファンドの分配金再投資基準価額の騰落率です。

ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 取得の申込みは、販売会社で受け付けます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
・販売会社につきましては、下記までお問い合わせください。

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社
電話番号 03-5447-3160（営業日9：00～17：00）
ホームページ <https://www.axa-im.co.jp/>

- (2) 取得の申込みの受付は、申込受付不可日（*1）を除く販売会社の営業日（*2）に行われま
す。

（*1）申込受付不可日は、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行またはルクセンブルクの
銀行のいずれかが休業日に当たる日、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとし
て委託会社が定める日です。詳細は販売会社にお問い合わせください。

（*2）原則として、午後3時（※）までに取得の申込みが行われ、かつ当該申込みの受付に係る販
売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎて
からの取得の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

※ 2024年11月5日以降は原則として、午後3時半まで（詳細は販売会社にお問い合わせくだ
さい）

- ・委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得
ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得の申
込みの受付を取り消すことができます。なお、取得の申込みの受付が中止された場合には、受益
者は当該受付中止以前に行った当日の取得の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得
の申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得価額は、当該受付中止を解除した後の最初の
基準価額の計算日に取得の申込みを受け付けたものとして、下記（4）の規定に準じて計算され
た価額とします。

- (3) 収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取るコース（以下「一般コース」と
いいます。）と収益の分配時に分配金を無手数料で再投資するコース（以下「自動けいぞく投資
コース」といいます。）の2つのコースがありますが、販売会社によっては、原則として「自動け
いぞく投資コース」のみを取り扱う場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

- (4) 申込単位は、販売会社が定める単位となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

- ・自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金を再投資する場合は、1口単位で取得す
ることができます。

- (5) 申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

- ・自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の
基準価額となります。

- (6) 申込手数料は、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会
先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3.00%）が上限となっております。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 換金の申込みは、販売会社で受け付けます。

- (2) 換金の申込みの受付は、申込受付不可日（*1）を除く販売会社の営業日（*2）に行われま
す。

（*1）申込受付不可日は、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行またはルクセンブルク
の銀行のいずれかが休業日に当たる日、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとし
て委託会社が定める日です。詳細は販売会社にお問い合わせください。

（*2）原則として、午後3時（※）までに換金の申込みが行われ、かつ当該換金の受付に係る販
売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎて
からの換金の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

※ 2024年11月5日以降は原則として、午後3時半まで（詳細は販売会社にお問い合わせく
ださい）

- ・委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得
ない事情があるときは、換金の申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた換金の申込み

の受付を取り消すことができます。なお、換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金の申込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込みを受け付けたものとして、下記（４）の規定に準じて計算された価額とします。

- ・ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、信託財産の残高規模および市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える一部解約請求に制限を設けること、または純資産総額に対し一定の比率を超える換金の申込みを制限する場合があります。
 - ・ 換金の申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- (3) 換金単位は、販売会社が定める単位となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 換金価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額です。
- (5) 換金手数料は、かかりません。
- (6) 換金代金は、原則として換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社でお支払いします。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

お申込みの方法等は、上記と異なる場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

①基準価額の計算

信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日に算出されます。

②投資対象ファンドにおける評価方法等

投資対象ファンドについては、原則として、計算時に知りうる直近の基準価額で評価します。

（注）上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行われることもあります。

③基準価額の照会方法

基準価額は、毎営業日に算出され、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社

電話番号 03-5447-3160（営業日9：00～17：00）

ホームページ <https://www.axa-im.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2021年10月29日から、原則として、無期限です。ただし、後記（5）の①のa.、②のa.、③のa.および⑤のb.に該当する場合には信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

※「第一部（12）その他 ⑤」に記載の手続きを経て信託終了（繰上償還）を行うこととなった場合、信託期間は2024年12月19日までとなります。

(4) 【計算期間】

原則として毎年4月17日から10月16日までおよび10月17日から翌年4月16日までとします。

上記にかかわらず、上記原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

①信託契約の解約（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、もしくはファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、ファンドの信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b.から上記d.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの信託契約に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.から上記d.までに規定するファンドの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

②信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記⑥の規定に従います。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記⑥の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

④委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑤受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記⑥の規定に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、本a.によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することまたはファンドと他の投資信託との併合（投信法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、ファンドの信託約款は本⑥に掲げる以外の方法によって変更することができないものとしします。
- b. 委託会社は、上記a.の事項（信託約款の変更については、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、ファンドの信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、ファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.から上記e.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの信託約款に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a.からf.までの規定にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

⑦反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投信法第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

⑧運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を計算期間の末日ごとに作成し、信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ
アドレス <https://www.axa-im.co.jp/>

3. 前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があつた場合には、これを交付します。

⑨公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<http://www.axa-im.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑩関係法人との契約の更改に関する手続

a. 受託会社との証券投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行うことができます。

- b. 販売会社との投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

⑪他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- a. 他の受益者の氏名または名称および住所
b. 他の受益者が有する受益権の内容

⑫信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。

(一般コース)

収益分配金は、決算日から起算して一ヶ月以内の委託会社の指定する日(原則として、7営業日以内)までの間に支払を開始するものとし、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

(自動けいぞく投資コース)

原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、民法第166条第1項第1号または第2号に規定する期間が経過する日までにその支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日(信託終了日が休業日の場合には翌営業日)から起算して一ヶ月以内の委託会社の指定する日(原則として、7営業日以内)までの間に支払を開始するものとし、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

償還金の請求権は、民法第166条第1項第1号または第2号に規定する期間が経過する日までにその支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金(一部解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

(4) 繰上償還および重大な信託約款の変更等に係る議決権

受益者は、委託会社が繰上償還または重大な信託約款の変更等を行う場合の書面決議において、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。

(5) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投信法第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(6) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業の時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間(2023年10月17日から2024年4月16日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月21日

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 西郷 篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアクサ世界株式ファンドの2023年10月17日から2024年4月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクサ世界株式ファンドの2024年4月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【アクサ世界株式ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 (2023年10月16日現在)	第5期 (2024年4月16日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	376,097	1,213,340
投資証券	33,307,405	50,301,956
親投資信託受益証券	10,021	10,025
流動資産合計	33,693,523	51,525,321
資産合計	33,693,523	51,525,321
負債の部		
流動負債		
未払金	—	700,000
未払解約金	—	405
未払受託者報酬	3,472	4,321
未払委託者報酬	131,724	163,606
その他未払費用	15,881	19,744
流動負債合計	151,077	888,076
負債合計	151,077	888,076
純資産の部		
元本等		
元本	33,245,853	41,505,722
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	296,593	9,131,523
(分配準備積立金)	1,673,349	8,493,899
元本等合計	33,542,446	50,637,245
純資産合計	33,542,446	50,637,245
負債純資産合計	33,693,523	51,525,321

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期 (自 2023年4月18日 至 2023年10月16日)	第5期 (自 2023年10月17日 至 2024年4月16日)
営業収益		
有価証券売買等損益	2,214,018	7,434,555
営業収益合計	2,214,018	7,434,555
営業費用		
支払利息	89	152
受託者報酬	3,472	4,321
委託者報酬	131,724	163,606
その他費用	15,951	19,789
営業費用合計	151,236	187,868
営業利益又は営業損失(△)	2,062,782	7,246,687
経常利益又は経常損失(△)	2,062,782	7,246,687
当期純利益又は当期純損失(△)	2,062,782	7,246,687
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	271,713	306,115
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△1,748,357	296,593
剰余金増加額又は欠損金減少額	253,881	1,945,867
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	186,452	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	67,429	1,945,867
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	51,509
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	51,509
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	296,593	9,131,523

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第5期	
	自 2023年10月17日	至 2024年4月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法による時価で評価しております。 なお、時価は、投資証券の基準価額を用いております。 親投資信託受益証券 移動平均法による時価で評価しております。 なお、時価は、親投資信託受益証券の基準価額を用いております。	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第4期	第5期
	2023年10月16日現在	2024年4月16日現在
1. 期首元本額	31,187,444円	33,245,853円
期中追加設定元本額	5,477,405円	10,903,142円
期中一部解約元本額	3,418,996円	2,643,273円
2. 受益権の総数	33,245,853口	41,505,722口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第4期	第5期
	自 2023年4月18日 至 2023年10月16日	自 2023年10月17日 至 2024年4月16日
1. 分配金の計算過程	費用控除後の配当等収益額 — 円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 1,673,349円 収益調整金額 — 円 分配準備積立金額 — 円 当ファンドの分配対象収益額 1,673,349円 当ファンドの期末残存口数 33,245,853口 1万口当たり収益分配対象額 503.33円 1万口当たり分配金額 — 円 収益分配金金額 — 円	費用控除後の配当等収益額 — 円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 6,940,639円 収益調整金額 637,774円 分配準備積立金額 1,553,260円 当ファンドの分配対象収益額 9,131,673円 当ファンドの期末残存口数 41,505,722口 1万口当たり収益分配対象額 2,200.10円 1万口当たり分配金額 — 円 収益分配金金額 — 円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	第4期	第5期
	自 2023年4月18日 至 2023年10月16日	自 2023年10月17日 至 2024年4月16日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託および投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが、保有する主な金融資産は投資証券および親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク&コントロール部門を設置し、全社的なリスク管理活動およびガイドラインのモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期 2023年10月16日現在	第5期 2024年4月16日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第4期 2023年10月16日現在	第5期 2024年4月16日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)
投資証券	1,965,886	7,401,201
親投資信託受益証券	14	4
合計	1,965,900	7,401,205

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第4期 2023年10月16日現在	第5期 2024年4月16日現在
1口当たり純資産額	1.0089円	1.2200円
(1万口当たり純資産額)	(10,089円)	(12,200円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資証券	AXA WORLD FUNDS Evolving Trends Class M(JPY)	4,086,633	50,301,956	
投資証券 合計		4,086,633	50,301,956	
親投資信託受益証券	アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉	9,611	10,025	
親投資信託受益証券 合計		9,611	10,025	
合計			50,311,981	

(注) 投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは「アクサ・ワールド・ファンド・エヴォルヴィング・トレンドズ（クラスM（JPY））」の投資証券および「アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド<適格機関投資家私募>」の受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、すべて「アクサ・ワールド・ファンド・エヴォルヴィング・トレンドズ（クラスM（JPY））」の投資証券です。また、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて「アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド<適格機関投資家私募>」の受益証券です。なお、投資対象ファンドの状況は次の通りです。

「アクサ・ワールド・ファンド・エヴォルヴィング・トレンドズ」の状況

以下に記載した情報は、現地において作成された直近入手可能な決算報告書を委託会社において抜粋・翻訳したものです。以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：米国ドル)

	(2023年12月31日現在)
資産	
投資有価証券（取得原価）	425,765,708
投資有価証券未実現評価益/評価損	78,648,033
投資有価証券（時価）	504,413,741
現金及び現金同等物	17,962,255
未収追加金	851,760
未収有価証券貸付収益	2,277
未収配当金および税還付金	370,999
外国為替先渡契約未実現評価益	887,969
その他未収収益	17,690
資産合計	524,506,691
負債	
未払解約金	213,653
未払費用	724,408
その他未払金	43,613
負債合計	981,674
純資産合計	523,525,017

(2) 有価証券明細表

公的な取引所に上場している、または他の規制市場で取引されている譲渡可能証券

(単位：米国ドル)

Description	Quantity/Nominal Value	Market Value	% of net assets
株式			
Canada			
Waste Connections Inc	54,588	8,148,351	1.56
		8,148,351	1.56
China			
Alibaba Group Holding Ltd	455,100	4,406,139	0.84
		4,406,139	0.84
Denmark			
Novo Nordisk AS B	123,609	12,787,043	2.44
		12,787,043	2.44
France			
Amundi SA	111,469	7,585,070	1.45
		7,585,070	1.45
Germany			
Siemens AG	69,050	12,960,834	2.48
		12,960,834	2.48
Hong Kong			
AIA Group Ltd	924,500	8,056,838	1.54
		8,056,838	1.54
India			
Dr Lal Pathlabs Ltd	137,410	4,260,327	0.81
HDFC Bank Ltd	139,488	9,361,040	1.79
		13,621,367	2.60
Ireland			
Kerry Group Plc	100,243	8,710,293	1.66
		8,710,293	1.66
Japan			
Fanuc Ltd	203,600	5,989,000	1.14
Hoya Corp	65,050	8,132,404	1.55
Keyence Corp	21,200	9,341,353	1.78

		23,462,757	4.47
Spain			
Iberdrola SA	518,242	6,795,291	1.30
		6,795,291	1.30
Switzerland			
Julius Baer Group Ltd	86,291	4,834,100	0.92
TE Connectivity Ltd	71,154	9,997,137	1.91
		14,831,237	2.83
Taiwan			
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co Ltd	537,000	10,375,882	1.98
		10,375,882	1.98
The Netherlands			
ASML Holding NV	11,253	8,473,959	1.62
Nxp Semiconductor NV	12,920	2,967,466	0.57
		11,441,425	2.19
United Kingdom			
Aptiv Plc	62,945	5,647,425	1.08
London Stock Exchange Group Plc	75,452	8,920,307	1.70
National Grid Plc	761,960	10,276,844	1.96
Unilever Plc	124,989	6,055,021	1.16
		30,899,597	5.90
United States of America			
Albemarle Corp	23,218	3,354,537	0.64
Alphabet Inc C shares	182,450	25,712,677	4.92
Amazon.com Inc	111,615	16,958,783	3.24
American Express Co	57,779	10,824,318	2.07
Apple Computer Inc	71,957	13,853,881	2.65
Applied Materials Inc	51,539	8,352,926	1.60
Becton Dickinson & Co	34,468	8,404,332	1.61
Biogen Idec Inc	29,072	7,522,961	1.44
Boston Scientific Corp	187,878	10,861,227	2.07
Deckers Outdoor Corp	13,114	8,765,791	1.67
Dexcom Inc	69,585	8,634,803	1.65
Edwards Lifesciences Corp	70,498	5,375,472	1.03
Fiserv Inc	80,612	10,708,498	2.05
Global Payments Inc	70,968	9,012,936	1.72
Globus Medical Inc A	107,213	5,713,381	1.09

Intuit Inc	12,487	7,804,750	1.49
Intuitive Surgical Inc	25,827	8,712,997	1.66
Linde Plc	23,641	9,709,595	1.85
Microsoft Corp	56,939	21,411,342	4.09
Nextera Energy Inc	89,105	5,412,238	1.03
Nvidia Corp	18,141	8,983,786	1.72
Prologis Trust Inc	58,370	7,780,721	1.49
Qualcomm Inc	54,750	7,918,492	1.51
Republic Services Inc	44,797	7,387,473	1.41
Salesforce.com Inc	48,527	12,769,395	2.44
Service Corp International	116,430	7,969,634	1.52
Servicenow Inc	19,632	13,869,812	2.65
Teradyne Inc	57,311	6,219,390	1.19
Thermo Fisher Scientific Inc	18,134	9,625,346	1.84
UBER Technologies Inc	112,162	6,905,814	1.32
Unitedhealth Group Inc	27,277	14,360,522	2.74
Visa Inc	47,734	12,427,547	2.37
Zoetis Inc	35,498	7,006,240	1.34
		330,331,617	63.11
株式合計		504,413,741	96.35
公的な取引所に上場している、または 他の規制市場で取引されている譲渡可 能証券の合計額		504,413,741	96.35
投資有価証券合計		504,413,741	96.35
現金及び現金同等物		17,962,255	3.43
その他の純資産		1,149,021	0.22
純資産合計		523,525,017	100.00

(3) 外国為替先渡契約明細表

Counterparty	Currency Bought	Amount purchased	Currency sold	Amount Sold	Maturity	Unrealised appreciation/ (depreciation) in sub-fund currency
Hedged share classes						
State Street	USD	2,782,345	EUR	2,529,230	17/01/2024	-13,085
State Street	EUR	214,602,328	USD	236,291,272	17/01/2024	897,869
Not allocated to a specific share class						
State Street	USD	388,437	EUR	349,837	05/01/2024	1,960
State Street	USD	142,717	EUR	129,190	09/01/2024	-25
State Street	USD	249,333	EUR	224,516	04/01/2024	1,310
State Street	EUR	3,678	USD	4,087	05/01/2024	-24
State Street	EUR	129,769	USD	143,419	09/01/2024	-36
					Total	887,969

「アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド〈適格機関投資家私募〉」の状況

貸借対照表

(単位：円)

2024年4月16日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	38,197,564
国債証券	549,943,062
特殊債券	99,963,724
社債券	2,003,820,777
未収利息	2,154,075
前払費用	109,942
流動資産合計	2,694,189,144
資産合計	2,694,189,144
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	—
負債合計	—
純資産の部	
元本等	
元本	2,582,747,425
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	111,441,719
元本等合計	2,694,189,144
純資産合計	2,694,189,144
負債純資産合計	2,694,189,144

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2023年10月17日 至 2024年4月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券については個別法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。</p> <p>1. 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所等における直近の最終相場もしくは当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>2. 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>3. 時価が入手できなかった有価証券 適正な時価を入手できなかった場合、又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年4月16日現在
1. 開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	2,686,468,796円
同期中追加設定元本額	19,811,102円
同期中一部解約元本額	123,532,473円
元本の内訳	
ファンド名	
アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド (B) (適格機関投資家私募)	1,212,877,066円
アクサ ローゼンバーグ・ライフ・ソリューション・ファンド 安定型 (B) (適格機関投資家私募)	348,283,216円
アクサ ローゼンバーグ・ライフ・ソリューション・ファンド 安定成長型 (B) (適格機関投資家私募)	733,041,015円
アクサ ローゼンバーグ・ライフ・ソリューション・ファンド 成長型 (B) (適格機関投資家私募)	288,536,517円
アクサ世界株式ファンド	9,611円
計	2,582,747,425円
2. 受益権の総数	2,582,747,425口

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年10月17日 至 2024年4月16日
1. 金融商品に対する取組方針	当該親投資信託は、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当該親投資信託が保有する主な金融資産は国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク&コントロール部門を設置し、全社的なリスク管理活動およびガイドラインのモニタリング、指導の一元化を図っております。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年4月16日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年4月16日現在	
	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)	
国債証券		△48,848
特殊債券		4,608
社債券		△708,736
合計		△752,976

(注) 「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2024年3月12日から2024年4月16日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2024年4月16日現在
1口当たり純資産額	1.0431円
(1万口当たり純資産額)	(10,431円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	4 4 2 2年国債	450,000,000	450,143,062	
	4 5 2 2年国債	100,000,000	99,800,000	
国債証券 合計		550,000,000	549,943,062	
特殊債券	5 2 政保政策投資C	100,000,000	99,963,724	
特殊債券 合計		100,000,000	99,963,724	
社債券	2 9 フランス相互信用BK	100,000,000	99,975,776	
	3 8 フランス相互信用BK	100,000,000	100,086,800	
	1 新韓銀行	200,000,000	200,031,173	
	8 B P C E S. A.	100,000,000	99,741,576	
	1 サンタンデール	200,000,000	199,878,112	
	1 8 シテイグループ・インク	100,000,000	101,843,200	
	1 5 富士フイルムホールデイ	200,000,000	199,888,490	
	1 2 ブリヂストン	200,000,000	200,002,164	
	1 0 日本特殊陶業	200,000,000	200,028,000	
	8 日本電産	200,000,000	200,010,344	
	1 9 7 オリックス	200,000,000	200,015,642	
	4 2 東日本旅客鉄道	100,000,000	102,531,700	
	1 8 4 東日本旅客鉄	100,000,000	99,787,800	
社債券 合計		2,000,000,000	2,003,820,777	
合計			2,653,727,563	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2024年4月30日現在)

I 資産総額	52,197,755円
II 負債総額	18,502円
III 純資産総額 (I - II)	52,179,253円
IV 発行済数量	41,264,229口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	1.2645円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換についての手続き、取扱場所等

該当事項はありません。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(4) 受益権の帰属と受益証券の不発行

当ファンドの受益権は、振替口座簿に記載または記録されるため、原則として受益証券は発行されません。

①当ファンドの受益権は、社振法に定める振替投資信託受益権の形態で発行されます。当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託会社が予め当ファンドの受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

②委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

④委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

⑤受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(5) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託会社は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

④受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、解約請求の受付、解約金および償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

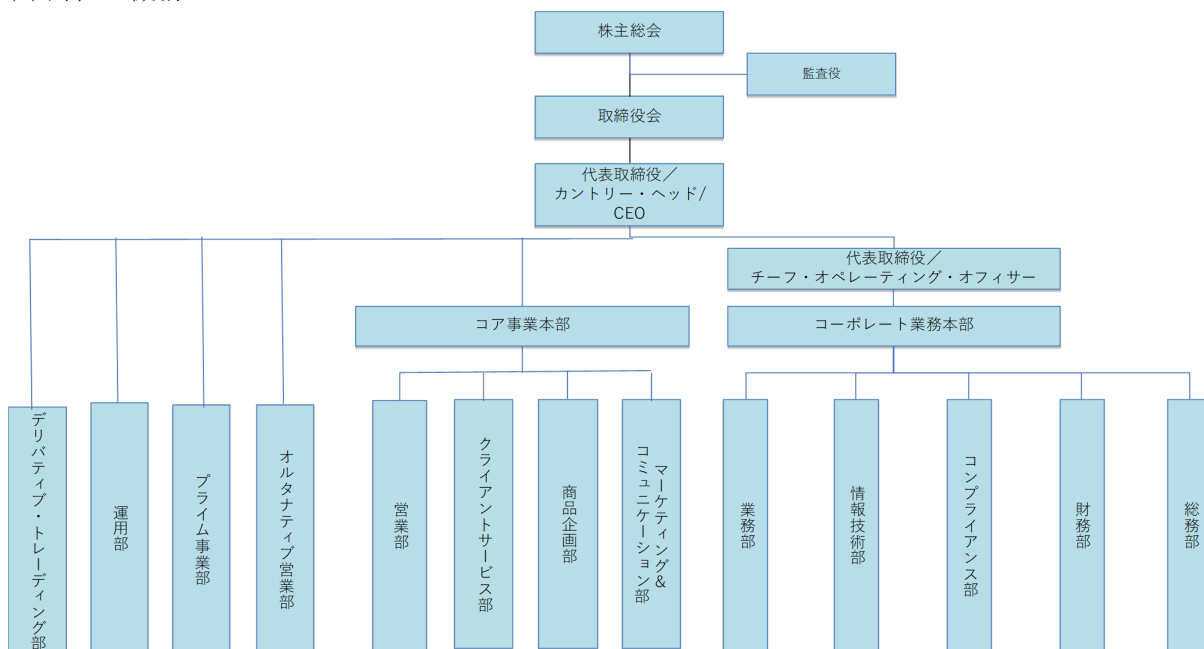
(1)資本金の額 (2024年4月末現在)

資本金の額 4億5千万円

発行可能株式総数 14万株

発行済株式総数 11万4615株

(2)会社の機構



2024年4月30日現在

① 会社の意思決定機構

取締役会：企業戦略の方向性や中長期的な視点の議論など、会社法上定められている会社経営に関わる重要事項について決議します。また経営委員会の事業の方向性や活動状況について評価します。

経営委員会：取締役会が任命する構成員によって、取締役会の委任を受けた経営に関する重要事項についての審議・決定を行います。事業の遂行状況に関する報告の適時共有や審議・決定を機動的に行うことにより、事業運営の効率化を図っています。

② 投資運用の意思決定機構

運用部：株式、債券およびデリバティブ等の運用に係る業務を行います。

プロダクト委員会：経営委員会の下部組織として、新規プロダクトの設定や既存商品のレビュー、ファンドの償還など、商品の企画・設定から償還・解約までのサイクルをモニタリングし、その適切な運営を図っています。

パフォーマンス&インベストメント・リスク委員会：経営委員会の下部組織として、投資対象ファンドを含む当ファンドの運用、パフォーマンス、リスク等については、経営陣、運用部およびリスク管理部門を中心とした当委員会において、適宜レビューを行うこととしています。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2024年3月末現在、次のとおりです（ただし、親投資信託は除きます。）。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	30	2,254,652
単位型株式投資信託	2	72,511
合計	32	2,327,164

3【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年3月21日

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 水永真太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2022年12月31日をもって終了した前会計年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2023年3月24日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(1) 【貸借対照表】

期別		第37期 (令和4年12月31日)		第38期 (令和5年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金			2,865,203		3,284,469
未収委託者報酬			969,263		1,285,966
未収運用受託報酬			917		870
未収投資助言報酬			336,903		284,203
前払費用			19,874		16,780
未収入金			195,911		262,112
流動資産合計			4,388,073		5,134,401
固定資産					
有形固定資産	*1				
建物附属設備		86,791		57,034	
器具備品		34,623		28,839	
有形固定資産合計			121,414		85,873
投資その他の資産					
長期差入保証金		100		100	
繰延税金資産		171,421		206,080	
投資その他の資産合計			171,521		206,180
固定資産合計			292,936		292,054
資産合計			4,681,009		5,426,456

期別		第37期 (令和4年12月31日)		第38期 (令和5年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
未払手数料			15,808		23,148
未払金			153,486		39,376
未払費用			863,134		1,228,982
預り金			20,276		19,372
未払法人税等			112,429		267,935
未払消費税等			88,316		125,967
賞与引当金			25,807		24,567
役員賞与引当金			4,931		5,939
流動負債合計			1,284,190		1,735,289
固定負債					
長期未払金			458		-
退職給付引当金			128,704		137,489
賞与引当金			48,884		41,793
役員退職慰労引当金			1,102		3,170
役員賞与引当金			8,900		10,329
資産除去債務			16,707		16,707
固定負債合計			204,758		209,490
負債合計			1,488,949		1,944,779
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			450,000		450,000
資本剰余金					
資本準備金		984,235		984,235	
資本剰余金合計			984,235		984,235
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		1,757,824		2,047,441	
利益剰余金合計			1,757,824		2,047,441
株主資本合計			3,192,060		3,481,676
純資産合計			3,192,060		3,481,676
負債純資産合計			4,681,009		5,426,456

(2) 【損益計算書】

期別		第37期 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)		第38期 (自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
委託者報酬			3,440,012		3,652,088
運用受託報酬			3,591		3,223
投資助言報酬			434,786		881,649
その他受入手数料			132,511		156,039
その他営業収益			544,828		552,128
営業収益計			4,555,729		5,245,129
営業費用					
支払手数料			67,787		64,289
広告宣伝費			85,059		90,992
調査費					
調査費		57,415		64,859	
委託調査費		1,749,232		2,245,982	
調査費合計			1,806,647		2,310,841
委託計算費			178,061		170,636
営業雑経費					
通信費		8,303		9,265	
協会費		10,349		11,214	
営業雑経費合計			18,653		20,480
営業費用計			2,156,209		2,657,240
一般管理費					
給料					
役員報酬		65,607		66,840	
役員賞与引当金繰入額		13,832		5,786	
給料・手当		560,723		578,682	
賞与		197,672		192,323	
賞与引当金繰入額		46,943		17,320	
給料合計			884,779		860,953
交際費			3,489		4,770
旅費交通費			20,708		20,015
法定福利費			80,398		78,702
保険料			10,996		10,769
租税公課			27,550		31,859
不動産賃借料			56,466		54,577
退職金			69,591		13,206
退職給付費用			54,280		49,185
役員退職慰勞引当金繰入額			1,102		2,067
固定資産減価償却費			37,506		37,775
事務委託費			429,557		329,583
諸経費			47,720		114,449
一般管理費計			1,724,149		1,607,916
営業利益又は営業損失(△)			675,371		979,973
営業外収益					
為替差益			-		3,401
営業外収益計			-		3,401
営業外費用					
為替差損			5,774		-
営業外費用計			5,774		-
経常利益又は経常損失(△)			669,596		983,375
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失(△)			669,596		983,375
法人税、住民税及び事業税			195,293		348,417
法人税等調整額			22,297	△	34,658
法人税等計			217,590		313,758
当期純利益又は当期純損失(△)			452,005		669,616

(3) 【株主資本等変動計算書】

第37期（自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	450,000	984,235	984,235	1,773,819	1,773,819	3,208,054	3,208,054
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	△ 468,000	△ 468,000	△ 468,000	△ 468,000
当期純利益又は当期純損失(△)	-	-	-	452,005	452,005	452,005	452,005
当期変動額合計	-	-	-	△ 15,994	△ 15,994	△ 15,994	△ 15,994
当期末残高	450,000	984,235	984,235	1,757,824	1,757,824	3,192,060	3,192,060

第38期（自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	450,000	984,235	984,235	1,757,824	1,757,824	3,192,060	3,192,060
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	△ 380,000	△ 380,000	△ 380,000	△ 380,000
当期純利益又は当期純損失(△)	-	-	-	669,616	669,616	669,616	669,616
当期変動額合計	-	-	-	289,616	289,616	289,616	289,616
当期末残高	450,000	984,235	984,235	2,047,441	2,047,441	3,481,676	3,481,676

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法	(1) 建物附属設備 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は4年です。 (2) 器具備品 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は4～15年です。
2. 引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に備えるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。 (4) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に備えるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。
3. 収益及び費用の計上基準	当社は、投資運用業の契約に基づき、顧客の資産を管理・運用する義務を負っております。契約における履行義務の充足に伴い、

契約に定められた役務提供期間にわたり収益を認識しております。

(1) 投資信託委託業務（委託者報酬）

当社は投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

(2) 投資顧問業務（運用受託報酬及び投資助言報酬）

当社は対象顧客との投資顧問契約に基づき、月末純資産総額を基礎として算定し、対象口座の運用期間にわたり収益を認識しております。

(3) その他営業収益

当社の関係会社から受領する収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき、月次で算定し、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

(4) 成功報酬

当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託の信託約款または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第37期 (令和4年12月31日)		第38期 (令和5年12月31日)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額		*1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	32,236千円	建物附属設備	61,993千円
器具備品	21,909千円	器具備品	29,927千円

(株主資本等変動計算書関係)

第37期 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	114,615	—	—	114,615
合計	114,615	—	—	114,615

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和4年3月29日 定時株主総会	普通株式	468,000	4,083.24	令和3年12月31日	令和4年4月13日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和5年3月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	380,000	3,315.45	令和4年12月31日	令和5年4月12日

第38期（自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	114,615	—	—	114,615
合計	114,615	—	—	114,615

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和5年3月30日 定時株主総会	普通株式	380,000	3,315.45	令和4年12月31日	令和5年4月12日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和6年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	600,000	5,234.92	令和5年12月31日	令和6年4月18日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、主として国内の機関投資家や金融法人等を顧客とした投資一任契約によるもの、ならびに投資信託の運用といった投資運用業、投資助言・代理業及び第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業を行っております。また、経営の効率化と財務の健全化を図るため、自己資本を充実し、財務体質を悪化させるおそれのある投機的な取引は行わないこととしています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品は、主として現金及び預金、未収委託者報酬、未収入金、未払金及び未払費用であり、当社取引先ならびに取引金融機関の信用リスク、為替や金利等の変動から生じうる市場リスク、資金の調達を行おうとするときに資金の調達を困難とする事態を生じうる流動性リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、上記の金融商品ならびにそのリスクを管理するため、経理規程に基づき、適切な資金の運用を行っています。

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

取引先としての顧客からの投資運用報酬等に関連し、取引先である顧客との契約書の締結、公開情報等をもとに顧客の本人確認と信用状況が投資適格相当以上であることの確認、契約更新時における顧客の信用状況の確認等のリスク管理を行っています。また、未収入金は、原則として6ヶ月を超えることのないように期日管理を行っています。

預金を行う金融機関等については信用状況の確認を行い、リスク管理を行っています。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建未収入金の為替リスクについては、最長でも四半期ごとに実現し、長期の未収入金を持たないことで為替変動リスクの低減を図り、リスク管理を行っています。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経営の効率化と財務の健全化を図るため、自己資本を充実し、主として社内の内部留保により運転資金の調達を図り、資金調達リスクに備えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第37期(令和4年12月31日)

現金及び預金、未収委託者報酬、未収投資助言報酬、未収入金及び未払費用は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

第38期(令和5年12月31日)

現金及び預金、未収委託者報酬、未収投資助言報酬、未収入金及び未払費用は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

第37期 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)	第38期 (自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)																																												
<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付型の退職一時金制度および確定拠出年金制度を採用しております。退職一時金制度（非積立型であります。）では、退職給付として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>同左</p>																																												
<p>2. 確定給付制度</p> <p>(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付引当金の期首残高</td> <td style="text-align: right;">136,850千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">30,527</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td style="text-align: right;">△38,673</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金の期末残高</td> <td style="text-align: right;">128,704</td> </tr> </table> <p>(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">非積立型制度の退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">128,704千円</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</td> <td style="text-align: right;">128,704</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">128,704</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</td> <td style="text-align: right;">128,704</td> </tr> </table> <p>(3) 退職給付費用</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">簡便法で計算した退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">30,527千円</td> </tr> </table>	退職給付引当金の期首残高	136,850千円	退職給付費用	30,527	退職給付の支払額	△38,673	<hr/>		退職給付引当金の期末残高	128,704	非積立型制度の退職給付債務	128,704千円	貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	128,704	<hr/>		退職給付引当金	128,704	貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	128,704	簡便法で計算した退職給付費用	30,527千円	<p>2. 確定給付制度</p> <p>(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付引当金の期首残高</td> <td style="text-align: right;">128,704千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">25,260</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td style="text-align: right;">△16,475</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金の期末残高</td> <td style="text-align: right;">137,489</td> </tr> </table> <p>(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">非積立型制度の退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">137,489千円</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</td> <td style="text-align: right;">137,489</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">137,489</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</td> <td style="text-align: right;">137,489</td> </tr> </table> <p>(3) 退職給付費用</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">簡便法で計算した退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">25,260千円</td> </tr> </table>	退職給付引当金の期首残高	128,704千円	退職給付費用	25,260	退職給付の支払額	△16,475	<hr/>		退職給付引当金の期末残高	137,489	非積立型制度の退職給付債務	137,489千円	貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	137,489	<hr/>		退職給付引当金	137,489	貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	137,489	簡便法で計算した退職給付費用	25,260千円
退職給付引当金の期首残高	136,850千円																																												
退職給付費用	30,527																																												
退職給付の支払額	△38,673																																												
<hr/>																																													
退職給付引当金の期末残高	128,704																																												
非積立型制度の退職給付債務	128,704千円																																												
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	128,704																																												
<hr/>																																													
退職給付引当金	128,704																																												
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	128,704																																												
簡便法で計算した退職給付費用	30,527千円																																												
退職給付引当金の期首残高	128,704千円																																												
退職給付費用	25,260																																												
退職給付の支払額	△16,475																																												
<hr/>																																													
退職給付引当金の期末残高	137,489																																												
非積立型制度の退職給付債務	137,489千円																																												
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	137,489																																												
<hr/>																																													
退職給付引当金	137,489																																												
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	137,489																																												
簡便法で計算した退職給付費用	25,260千円																																												
<p>3. 確定拠出制度</p> <p>当社の確定拠出制度への要拠出額は、23,752千円であります。</p>	<p>3. 確定拠出制度</p> <p>当社の確定拠出制度への要拠出額は、23,924千円であります。</p>																																												

(税効果会計関係)

(単位：千円)

第37期 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)	第38期 (自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)																																																																
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>賞与引当金損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">27,106</td></tr> <tr><td>未払費用否認</td><td style="text-align: right;">82,764</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">39,409</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">7,827</td></tr> <tr><td>減価償却超過額</td><td style="text-align: right;">7,734</td></tr> <tr><td>資産除去債務</td><td style="text-align: right;">5,115</td></tr> <tr><td>役員退職慰労金引当金</td><td style="text-align: right;">337</td></tr> <tr><td>一括償却資産</td><td style="text-align: right;">1,126</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">1,717</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">173,139</td></tr> <tr><td>将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△ 1,717</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>評価性引当額小計</td><td style="text-align: right;">△ 1,717</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">171,421</td></tr> </table>	賞与引当金損金算入限度超過額	27,106	未払費用否認	82,764	退職給付引当金	39,409	未払事業税	7,827	減価償却超過額	7,734	資産除去債務	5,115	役員退職慰労金引当金	337	一括償却資産	1,126	その他	1,717	<hr/>		繰延税金資産小計	173,139	将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 1,717	<hr/>		評価性引当額小計	△ 1,717	<hr/>		繰延税金資産合計	171,421	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>賞与引当金損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">25,301</td></tr> <tr><td>未払費用否認</td><td style="text-align: right;">103,295</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">42,099</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">14,425</td></tr> <tr><td>減価償却超過額</td><td style="text-align: right;">14,872</td></tr> <tr><td>資産除去債務</td><td style="text-align: right;">5,115</td></tr> <tr><td>役員退職慰労金引当金</td><td style="text-align: right;">970</td></tr> <tr><td>一括償却資産</td><td style="text-align: right;">200</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">1,878</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">207,759</td></tr> <tr><td>将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△ 1,878</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>評価性引当額小計</td><td style="text-align: right;">△ 1,878</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">206,080</td></tr> </table>	賞与引当金損金算入限度超過額	25,301	未払費用否認	103,295	退職給付引当金	42,099	未払事業税	14,425	減価償却超過額	14,872	資産除去債務	5,115	役員退職慰労金引当金	970	一括償却資産	200	その他	1,878	<hr/>		繰延税金資産小計	207,759	将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 1,878	<hr/>		評価性引当額小計	△ 1,878	<hr/>		繰延税金資産合計	206,080
賞与引当金損金算入限度超過額	27,106																																																																
未払費用否認	82,764																																																																
退職給付引当金	39,409																																																																
未払事業税	7,827																																																																
減価償却超過額	7,734																																																																
資産除去債務	5,115																																																																
役員退職慰労金引当金	337																																																																
一括償却資産	1,126																																																																
その他	1,717																																																																
<hr/>																																																																	
繰延税金資産小計	173,139																																																																
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 1,717																																																																
<hr/>																																																																	
評価性引当額小計	△ 1,717																																																																
<hr/>																																																																	
繰延税金資産合計	171,421																																																																
賞与引当金損金算入限度超過額	25,301																																																																
未払費用否認	103,295																																																																
退職給付引当金	42,099																																																																
未払事業税	14,425																																																																
減価償却超過額	14,872																																																																
資産除去債務	5,115																																																																
役員退職慰労金引当金	970																																																																
一括償却資産	200																																																																
その他	1,878																																																																
<hr/>																																																																	
繰延税金資産小計	207,759																																																																
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 1,878																																																																
<hr/>																																																																	
評価性引当額小計	△ 1,878																																																																
<hr/>																																																																	
繰延税金資産合計	206,080																																																																
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率 (調整)</td><td style="text-align: right;">30.62%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない 項目</td><td style="text-align: right;">2.64%</td></tr> <tr><td>住民税均等割等</td><td style="text-align: right;">0.14%</td></tr> <tr><td>評価性引当金額</td><td style="text-align: right;">△ 0.01%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△ 0.89%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">32.50%</td></tr> </table>	法定実効税率 (調整)	30.62%	交際費等永久に損金に算入されない 項目	2.64%	住民税均等割等	0.14%	評価性引当金額	△ 0.01%	その他	△ 0.89%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.50%	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率 (調整)</td><td style="text-align: right;">30.62%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない 項目</td><td style="text-align: right;">1.21%</td></tr> <tr><td>住民税均等割等</td><td style="text-align: right;">0.10%</td></tr> <tr><td>評価性引当金額</td><td style="text-align: right;">△ 0.00%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△ 0.01%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">31.91%</td></tr> </table>	法定実効税率 (調整)	30.62%	交際費等永久に損金に算入されない 項目	1.21%	住民税均等割等	0.10%	評価性引当金額	△ 0.00%	その他	△ 0.01%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.91%																																								
法定実効税率 (調整)	30.62%																																																																
交際費等永久に損金に算入されない 項目	2.64%																																																																
住民税均等割等	0.14%																																																																
評価性引当金額	△ 0.01%																																																																
その他	△ 0.89%																																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.50%																																																																
法定実効税率 (調整)	30.62%																																																																
交際費等永久に損金に算入されない 項目	1.21%																																																																
住民税均等割等	0.10%																																																																
評価性引当金額	△ 0.00%																																																																
その他	△ 0.01%																																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.91%																																																																
<p>3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金 負債の修正</p> <p>法人税等の税率の変更による繰延税金負債の金額の修正は ありません。</p>	<p>3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金 負債の修正</p> <p>法人税等の税率の変更による繰延税金負債の金額の修正は ありません。</p>																																																																

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約期間に応じて14.59年と見積り、割引率1.783%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

(単位： 千円)

	第37期 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)	第38期 (自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)
期首残高	16,707	16,707
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	-
時の経過による調整額	-	-
期末残高	16,707	16,707

(収益認識関係)

第37期 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、損益計算書に記載の通りです。なお、当会計期間において、成功報酬は発生しておりません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

第38期 (自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、損益計算書に記載の通りです。なお、当会計期間において、成功報酬は発生しておりません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第37期(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位： 千円)

	投資信託委託業	海外ファンドサービス等	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	3,440,012	544,828	434,786	136,102	4,555,729

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	フランス	その他	合計
4,000,337	372,534	182,856	4,555,729

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
アクサ生命保険株式会社	1,909,400	投信投資顧問業
ロボット・テクノロジー関連株ファンド -ロボテック-	1,339,487	同上

第38期(自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託委託業	海外ファンドサービス等	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	3,652,088	552,128	881,649	159,263	5,245,129

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	フランス	その他	合計
4,674,238	434,278	136,613	5,245,129

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
アクサ生命保険株式会社	2,593,237	投信投資顧問業
ロボット・テクノロジー関連株ファンド -ロボテック-	1,352,545	同上

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第37期(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

該当事項はありません。

第38期(自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第37期(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	アクサ・インベストメント・マネージャーズ・エスエー	フランス、パリ市	52,842千ユーロ	持株会社	被所有 直接 100.00%	事務委託契約	営業費用の支払(注1) 一般管理費の支払(注1)	千円 231,794 17,143	未払金	千円 106,841

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 営業費用及び一般管理費の授受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	アクサ・インベストメント・マネージャーズ・パリス	フランス、パリ市	1,421千ユーロ	投資運用業	-	投資顧問契約の再委任等	サービスの提供業務報酬の受取(注1) 営業費用の支払(注1) 一般管理費の支払(注1)	千円 336,260 284,544 562	未収運用受託報酬 未払費用 未払金	千円 90,999 142,898 98
親会社の子会社	アクサ・インベストメント・マネージャーズ・ユーケール・リミテッド	イギリス、ロンドン市	20,048千ポンド	投資運用業	-	投資顧問契約の再委任等	サービスの提供業務報酬の受取(注1) 営業費用の支払(注1)	55,788 1,873,391	未収入金 未払費用	8,730 403,646
親会社の子会社	アクサ生命保険株式会社	日本、東京都	85,000,000千円	生命保険業	-	デリバティブ取引の媒介等	投資助言報酬の受取(注1) デリバティブ媒介業務報酬の受取(注1) 一般管理費の支払(注1)	434,786 75,974 69,996	未収投資助言報酬 未収入金 未払費用	336,903 22,523 1,574

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) サービス提供業務報酬、その他受入手数料、営業費用、一般管理費、投資助言報酬及びデリバティブ媒介業務報酬の授受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

(3) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

アクサ・インベストメント・マネージャーズ エスエー（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

第38期（自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	アクサ・イン ベストメント ・マネージャ ーズ・エスエ ー	フランス、 パリ市	52,842千 ユーロ	持株会社	被所有 直接 100.00%	事務委託契約	営業費用の支払(注1) 一般管理費の支払(注1)	千円 199,637 17,500	未払金	千円 17,707

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 営業費用及び一般管理費の授受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	アクサ・イン ベストメント ・マネージャ ーズ・パリス	フランス、 パリ市	1,662千 ユーロ	投資運用業	-	投資顧問契約の 再委任等	サービス提供業務報酬 の受取(注1) 営業費用の支払(注1) 一般管理費の支払(注1)	千円 407,150 672,546 8	未収運用受託報酬 未払費用 未払金	千円 102,256 421,111 25
親会社 の子会社	アクサ・イン ベストメント ・マネージャ ーズ・ユーク ー・リミテッ ド	イギリス、 ロンドン市	20,048千 ポンド	投資運用業	-	投資顧問契約の 再委任等	サービス提供業務報酬 の受取(注1) 営業費用の支払(注1) 一般管理費の支払(注1)	32,223 1,514,072 0	未収入金 未払費用 未払金	6,871 424,647 0
親会社 の子会社	アクサ生命 保険株式会社	日本、 東京都	85,000,000 千円	生命保険業	-	デリバティブ取引 の媒介等	投資助言報酬 の受取(注1) デリバティブ媒介業務報酬 の受取(注1) 一般管理費の支払(注1)	881,649 94,681 62,648	未収投資助言報酬 未収入金 未払費用	284,203 26,822 36

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) サービス提供業務報酬、営業費用、一般管理費、投資助言報酬及びデリバティブ媒介業務報酬の授受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

(3) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

アクサ・インベストメント・マネージャーズ エスエー (非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第37期 (自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)	第38期 (自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)
1株当たり純資産額 27,850円28銭 1株当たり当期純利益金額 3,943円68銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 30,377円14銭 1株当たり当期純利益金額 5,842円30銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しないため記載しておりません。
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益金額 452,005千円 普通株式に係る当期純利益金額 452,005千円 普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株数 114,615株	1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益金額 669,616千円 普通株式に係る当期純利益金額 669,616千円 普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株数 114,615株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

アクサ世界株式ファンド

約 款

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 主として、指定投資信託証券への投資を通じて、世界の上場株式にアクティブに投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。
- ② 指定投資信託証券のうち外国投資信託証券の組入比率は、原則として高位に維持します。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は原則として行いません。
- ④ デリバティブの直接利用は行いません。また、組入投資信託証券においてデリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑤ 信用取引は行いません。
- ⑥ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

- ① 分配対象額の範囲は繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（繰越欠損補填後、評価損益を含む）等の金額とします。
- ② 分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないこともあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
アクサ世界株式ファンド
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第22条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金3,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3条 委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については3,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第19

条に規定する借入公社債を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③ 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④ 第21条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。)(以下総称して「指定販売会社」といいます。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取

得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める申込受付不可日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行いません。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、委託者は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取り消すことができるものとします。
- ⑦ 前項により取得申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込を撤回することができます。ただし、受益者がその取得申込を撤回しない場合には、当該受益権の取得価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第21条、および第25条から第27条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取

引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。) または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第21条、および第25条から第27条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第20条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第21条 委託者は、実質組入外貨建資産について為替ヘッジが必要となった場合、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める

者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第25条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の請求、および有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第26条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額

は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる子利等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎年4月17日から10月16日まで、および10月17日から翌年4月16日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2022年4月18日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（法律顧問・税務顧問への報酬、監査報酬、法定開示のための法定書類（有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、目論見書および運用報告書その他法令により必要とされる書類）の作成および印刷費用、および公告費用等を含みます。）、および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

② 委託者は、前項に定める諸費用の支払を投資信託財産のために行い、当該支払金額について信託財産中から支弁を受けることができます。この場合、委託者は、当該支払金額について信託財産中から支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委

託者は、当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、前項に定める諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。

- ③ 委託者は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託者が定めた範囲内で、前項の受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。
- ④ 第2項の一定の率を定めた場合、諸費用の額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。また、第2項の一定の金額を定めた場合、諸費用の額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数に応じて按分して計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ⑤ 第2項の諸費用に係る消費税等に相当する金額は、諸費用支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の77を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第34条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、当該諸経費に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第35条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し

遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます

- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、7営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第36条 受託者は、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日の前日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第37条 受益者が、収益分配金および償還金について、民法（明治29年法律第89号）第166条第1項第1号または第2号に規定する期間が経過する日までにその支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として指定販売会社が定める単位をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める申込受付不可日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。

- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第39条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下回ることとなったとき、純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第46条 この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の

一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第47条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.axa-im.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第35条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2021年10月29日（2023年3月29日、2023年11月22日変更）

委託者 アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

(付 表)

1. 別に定める投資信託証券

信託約款第 16 条第 1 項および運用の基本方針の「別に定める投資信託証券」とは次の外国投資信託証券および投資信託の受益証券をいいます。

- ・ルクセンブルグ籍外国投資信託証券 アクサ・ワールド・ファンド・エヴォルヴィング・トレンドズ (M シェアクラス)
- ・国内籍投資信託 アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド<適格機関投資家私募>

2. 別に定める申込受付不可日

約款第 12 条および第 38 条の「別に定める申込受付不可日」とは、次のものをいいます。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行休業日
- ・ルクセンブルグの銀行休業日
- ・一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日